

2014年7月4日

〒104-0045
東京都中央区築地1-4-8-1002
京楽座内
中西和久殿

申し入れ書

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目6番4号
堂島野村ビル6階
伊賀・笠松法律事務所
有馬勇氏代理人
主任弁護士 伊賀興一
TEL 06-6312-1705
FAX 06-6312-1706

私たちは、有馬勇氏（以下「通知人」という）の代理人（代理人表示のとおり）として貴殿に対し本書を發します。

貴殿は、2012年7月20日に開催された日本新劇制作者協会＝主催、公益社団法人日本劇団協議会（以下「日本劇団協」という）＝共催、全国演劇鑑賞団体連絡会議（以下「全国演鑑連」という）＝協力の「演劇鑑会の歴史について」シンポジウムの席上、貴殿が主宰する京楽座の演目で貴殿が主演する「しのだづま考」上演を巡って「差別発言があった」と会場からいきなり発言しました。貴殿は、指摘する発言の存在や評価について一切許さない態度で、「演鑑連の理念とこの発言との整合性を答えよ」等と発言を行い、進行を妨害しました。

貴殿の上記「差別発言がなされた」とする場面は、貴殿が「しのだづま考」の宣伝のため岸貝演劇鑑賞会を訪問された際の事を指していること、この機会には通知人の他に岸貝演鑑関係者数名が参加していたこと、このシンポジウムから15年も前の、1998年ころのことであることは、貴殿も十二分に理解されているところです。

15年前の1998年ごろ、通知人が貴殿の訪問を受けたのが通知人と貴殿の初対面の機会でした。貴殿が「しのだづま考」の公演の宣伝に来られ、岸貝地域でどう取り組めるかなどをテーマとして貴殿を交えて話し合った場面です。貴殿はこの会話の中で、通知人が「四つの女の話やろう」という発言をおこ

なったかのように吹聴し、これを「差別発言だ」と決め付けて、上記のごとき行動に及んでいます。しかしながら、前述の15年前の場面において、通知人は貴殿指摘の発言は断じて行っていません。

その際、「しのだづま考」がテーマの一つとする部落問題を踏まえて、この地域はかねて同和地区に対して「四つ」という言い方が見られたことなど差別がきつい地域であったことから、公演の取り組みは容易ではないかもしれないなどという話が貴殿を交えて行われたものでした。差別的意図など全くない会話でした。かねての差別のきつかった頃に語られていた言葉の例として「四つ」という言葉が出たことは事実ですが、通知人から差別的意図を持って「四つの女の話やろう」などという発言を行うはずもなく、会話の趣旨からもあり得ないのです。事実、その会話の機会に、貴殿から抗議も「差別だ」などという問題提起もありませんでした。貴殿が指摘する「発言」がなかったことは、当時同席して話に加わっていた人たちも確認しています。

それを15年も経って、突然に、貴殿は上記機会に存在しなかった「発言」を差別的意図のものとして、さも存在したかのように問題にしたのです。

私人間の会話について論評を行うことがあり得るとしても、会話のなされた状況や趣旨・目的、話題の進展などその全体から検討されるべきものです。断片、片言のみを切り離して問題にすると言う手法は、到底、適切とはいえません。そもそも、貴殿指摘の「発言」が仮に存在したとしても、「発言」がなされた意図や会話全体の趣旨や流れなどと切り離して、直ちに差別発言であると断定することが許されるのか、という表現検討の根本問題があることもここに指摘しておきます。

通知人は、既述のシンポジウムの際において、15年前の私人間の会話の断片に関する突然の糾弾に接し、適確に会話の全容を説明できなかったことは遺憾です。それが突然の事で、事実確認の機会も与えられず、「差別発言だ」と決め付ける貴殿の態度に、通知人が半ば冷静さを失った結果であったといわざるを得ません。

貴殿は、前記シンポジウムにおけるやり取りを、ユーチューブに流すなどして、さも「発言」が存在したかのように根拠づけようとしています。しかしこれによって15年前の「差別発言」の存在を根拠づけることはできません。1998年当時、話し合い途中においても、話し合いが終わっても、その後15年の間にも、貴殿から抗議など全くありませんでした。ところが、15年も経った時点で突如問題にするという異常ともいえるべき貴殿の行動こそ、私人間の会話の当事者として信義に悖るものといわざるを得ないでしょう。

貴殿はその後、テアトロ誌2014年6月号誌上において、「あなたの『四つの女発言』は私の母に言っているのですか」などと述べています。通知人が

出会ったこともない貴殿の母親に関する話をするはずもありません。およそ理解しがたい飛躍であり、こじ付けというほかありません。

演劇鑑賞運動に加わる人たちなどに対し、確認すること自体不可能というべき15年も前の私人間の会話における「発言」をねつ造し、通知人が「差別発言」を行ったかのように吹聴し、通知人の立場と名誉を著しく傷つける行為を継続していること、通知人は容認することはできません。

さらには、会話当事者でない演劇創作や鑑賞運動にかかわる人々や、通知人の娘に対してまで、貴殿が指摘する「差別発言」があったと断定して、諸活動に対する妨害行動を繰り返し、「見解を明らかにせよ」などと義務なきことを一方的に強要するなどに至っていることは、通知人としても断じて許すことはできません。

これらの行為は、通知人の立場と名誉を棄損するばかりか、演劇関係団体や演劇関係者等に対する業務妨害として違法な行為です。

貴殿の上記行動は何を意図するものか、全く理解しがたいものです。本来友好関係を築くべき演劇創作者と鑑賞運動団体であるのに、貴殿の行動は、自分の議論に同調しないものに対しては「傍観者は加害者だ」（上記テアトロ誌の貴殿の論稿）などという極めて乱暴な議論を展開しています。こうした貴殿の議論は、少なくとも演劇関係者の中での自由な意見交換を阻害するものであり常軌を逸するものと断じざるを得ません。

通知人は本書をもって、貴殿の「差別ねつ造」による通知人の人格権侵害に対し、厳重に抗議します。また、通知人が「差別発言」を行ったとの前提の下で、会話当事者でもなく事実確認すらできない全国演鑑連や日本劇団協の業務を妨害する行為に出ていることも併せて抗議します。

今後一切、貴殿であれ、応援団といわれている方々であれ、同様の行為を継続することは容認しないことをここに通告します。

直ちに同様の行為を取りやめ、通知人及び関係諸団体に対し、誠意ある謝罪と責任を明らかにすることを申し入れるものです。

貴殿及び応援団と称される方々の節度ある対応を期待しますが、本書到達日以降、同様の行為を行った場合には、通知人において裁判を含む法的手段を執ることを合わせて通知するものです。

有馬勇氏代理人の表示
大阪市北区西天満 4-6-4
堂島野村ビル 6階
伊賀・笠松法律事務所
主任弁護士 伊賀 興一

大阪市北区西天満 6-9-13
創建西天満ビル 4階
弁護士 石川 元也

大阪市天王寺区大道 1-14-20
第二山本ビル 401号室
天王寺法律事務所
弁護士 宇賀神 直

大阪市浪速区戎本町 1-9-19
酒井家ビル 1号館 5階
きづがわ共同法律事務所
弁護士 鈴木 康隆

大阪市都島区東野田町 2-3-24
第5京橋ビル 6階
京橋共同法律事務所
弁護士 戸谷 茂樹

大阪市西区九条南 2-16-12
淀川総合法律事務所
弁護士 吉岡 良治

大阪市北区西天満 4-4-13
三共ビル梅新 5階
関西合同法律事務所
弁護士 上山 勤

豊中市末広町 2-1-4
豊中末広ビル 2階 203号

豊中総合法律事務所
弁護士 藤木 邦顕

大阪市中央区谷町 9-3-7
中央谷町ビル 2階
大阪法律事務所
弁護士 杉本 吉史

岸和田市沼町 13-21
双陽社ビル 3階
弁護士法人阪南合同法律事務所
弁護士 岡本 一治
弁護士 南部 秀一郎

大阪市天王寺区悲田院町 8-26
天王寺センターハイツ 3階
南大阪法律事務所
弁護士 高橋 徹

大阪市北区西天満 3-14-16
西天満パークビル 3号館 10階
北大阪総合法律事務所
弁護士 名波 大樹

126 15 45945-2

この郵便物は平成26年7月4日第 号
書留内容証明郵便物として差し出した事を証明します。

日本〒株式会社